初任給、昇格、

昇給等の基準に関する規則の一部を改正

人事委員会規則

目

次

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則

任用に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正

(以上県法規登載)

広島県人事委員会規則第六号



外

号

島

53

묵

規則 する規則IIIO 発行者 広 広島県総務企画部 管理総室文書法制室IIIO Ξ = 0 2,700円 購読料 月 額 第十二条 し書を削る。 号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。 の一部を次のように改正する。 の号給とすることができる。 て有する場合においては、この規則の定めるところにより前項の規定による号給より上位 られていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又 第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六 最も低い学歴免許の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号 の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許欄の る号給とする。 ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分 は降格したものとした場合に第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定により得られ 第十二条を次のように改める。 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号) 給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。 が初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定め (号給の決定) 職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格をこえ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 新たに職員となつた者の号給は、第九条の規定により決定された職務の級の号給

を加え、「号給の額」を「号給」に、「同表の初任給欄の額」を「同欄の号給」に改め、 適用される同表の初任級欄に定める号給」に改め、「の数」 第十三条中「その者の受けるべき初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給」を「その者に の下に「に四を乗じて得た数」 ただ

て得た数」を、 職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した されたものの同号に定める経験年数のうち七年から当該必要経験年数を減じた年数をこえな 第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が七年未満の年数とされている職務の級に決定 める年数を除く。) の月数にあつては、十八月)」に改め、「切り捨てる。)」の下に「に四 期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認 とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、 を超える経験年数 (第二号、第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が七年以上の年数 い年数のそれぞれの月数については、十二月)」を「十二月 (その者の経験年数のうち七年 (新たに職員となつた者が第二十八条第一項に規定する特定職員であるときは、 号又は第四号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち七年までの年数及び第二号 第十四条第一項中「本文」を「第一項」に、「この項」を「以下この項」に、「十八月 (第 「号数とする号給」の下に「(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の 職員の

規 則

初任給、昇格、 平成十八年三月二十七日 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島県人事委員会

委員長 丸

Щ

明

広

え、同項ただし書を削り、同項第三号中「最低の額に係る号給」を「最低の号給」に改め、 数に三を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)」を加 「及び第二十五条第一項第一号」を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区 定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又 はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規 もつて、その者の号給とすることができる。 は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給を 分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分 (「その他」の区分を含む。) を用い、又

改める。 項の規定にかかわらず」を「これらの規定にかかわらず」に、「給料月額」を「号給」に 第十五条中『前条第一項の規定による場合』を「前二条の規定による場合」に、「前条第

第十六条中「第十四条」の下に「又は第十四条の二」を加え、「同条」を「これら」に、

「給料月額」を「号給」に改める。 第二十一条の見出し中「又は給料月額」を削り、同条第一項を次のように改める。

第二十一条第二項を削り、 の昇格後の号給欄に定める号給とする。 かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表 (別表第二十三) 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、 同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項

第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条に次の一項を加える。 給が新たに職員となつたものとした場合に」に、「額に」を「号給に」に改め、同項を同条 同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「号給の額が」を「号 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、 前三項の

第二十二条の見出しを「(降格の場合の号給の決定)」に改め、 規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。 同条第一項を次のように改

同じ額の号給 (同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給) とする。 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と

に、「給料月額」を「号給」に改め、同条第四項を削る。 認めるときは」 第二十二条第三項中「定められる職員の号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると を「職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には」

(以下「適用日」という。) 以降に新たに職員となつた者 (次号に規定する者を除く。)」 第二十三条中「給料月額」を「号給」に改め、第二項第一号中「昭和三十二年四月一日 を

> 員及び適用日以降に」を「その初任給の決定について」に改める。 「次号に掲げる者以外の者」に改め、同項第二号中「適用日の前日から引き続き在職する職

第二十四条第二項を次のように改める。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する異動をした職員の異動後の号給につ いて準用する。

第二十五条から第二十五条の四までを削り、第四章を次のように改める。 第四章

(昇給日)

第二十五条 職員給与条例第六条第一項又は市町立学校職員給与等条例第五条第一項の人事 という。)とする。 委員会規則で定める日は、第三十条に定めるものを除き、毎年四月一日 (以下「昇給日」

(勤務成績の証明)

第二十六条 職員給与条例第六条第一項又は市町立学校職員給与等条例第五条第一項の規定 による昇給 (第三十条に定めるところにより行うものを除く。第二十八条及び第二十八条 ない職員は、昇給しない。 地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られ の二において同じ。) は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する

(行政職給料表の七級以上の職員に相当する職員等)

第二十七条 職員給与条例第六条第二項又は市町立学校職員給与等条例第五条第二 する。 ののうち、 委員会規則で定めるものは、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級のも 職員給与条例第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給されるものと 一項の人事

り管理職手当を支給されるものとする。 則で定める職員は、次に掲げる職員のうち、職員給与条例第十七条の三第一項の規定によ 職員給与条例第六条第二項又は市町立学校職員給与等条例第五条第二項の人事委員会規

公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

教育職給料表しの適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

教育職給料表にの適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの

五 兀 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの 教育職給料表三の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの

医療職給料表にの適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの 医療職給料表しの適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの

六

八 (特定職員の昇給区分及び昇給の号給数) 医療職給料表三の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

五

勤務成績が良好でない職員

数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。「昇給区分」という。) に応じて特定職員昇給号給数表 (別表第二十三の二) に定める号給 (別条第一項又は市町立学校職員給与等条例第五条第一項の規定による昇給をさせる場合の (以下この条及び次条において「特定職員」という。) を職員給与条例第第二十八条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの又は前

- るか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる特定職員に該当すが次の各号に掲げる特定職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分2 特定職員の昇給区分は、第二十六条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員
- 一 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- 一 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- 三 勤務成績が良好である特定職員
- 四 勤務成績がやや良好でない特定職員

D

- 昇給区分に決定するものとする。 3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める
- 定職員を除く。) D の日数を勤務していない特定職員(前項第五号に該当する特定職員及び次号に掲げる特での期間。次号において「基準期間」という。)の六分の一に相当する期間の日数以上で新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日まて新たに職員となつた時定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日まし、人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途におい

広

- 定することができる。 員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決が著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定すること4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定
- り号給を決定された特定職員の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による三条第三項(第二十四条において準用する場合を含む。)若しくは第三十二条の規定によら 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十一条第三項、第二十決定する特定職員の数の割合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める。5 前三項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に

この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。る号給数 (人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数) とする。月で除した数を乗じて得た数 (一末満の端数があるときは、これを切捨てた数) に相当す日の前日までの期間の月数 (一月末満の端数があるときは、これを一月とする。) を十二号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給

号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給のの級を異にする異動又は第二十三条に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給 (当該昇給日において職務第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高

(特定職員以外の職員の昇給の号給数)

分の間、別に定める。 等条例第五条第一項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当第二十八条の二 特定職員以外の職員を職員給与条例第六条第一項又は市町立学校職員給与

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

学教員にあつては五十八歳と、医師等にあつては六十歳とする。 (以下本条において「医師等」という。) とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、大定年等に関する条例 (昭和五十九年広島県条例第二十六号) 第三条ただし書に規定する者のうち大学に勤務する者 (以下本条において「大学教員」という。) 又は職員の委員会規則で定める職員は、教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号) 第二条に規定第二十九条 職員給与条例第六条第三項又は市町立学校職員給与等条例第五条第三項の人事

(特別の場合の昇給

兀

場 合

退職の日

は身体に著しい障害を有することとなつたことが確認された日 前各号に定めるもののほか人事委員会が特に必要と認める場合 人事委員会の認める

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第三十一条
この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、 第三十二条の見出し中「又は給料月額」を削り、 同条第一項中「の額」を削り、 適用しない。 「初任給」

第三十三条中「適用日前の正規の試験以外の方法によつて職員となつた者及び」を削る。 「当該初任給」 に、「額の号給に達するまで上位に」を「号給に」に改める。

第三十四条を次のように改める。

を

第三十四条 削除

等の日から一年以内の第三十条第一項に定める昇給の時期において、その者の給料月額を決 縮を含む。)」を「号給の調整」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職 は公益法人派遣条例第二条第一項の規定により派遣」に、「給料月額の調整(昇給期間の短 第五項中「級、給料月額及び昇給期間」を「級及び号給」に、「前各項」を「前二項」に改 額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第二項とし、 るところにより、その者の号給を調整」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項 定」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定め 業 (以下「大学院修学休業」という。)」に、「派遣」を「外国派遣条例第二条第一項若しく に、「大学院修学休業」を「教育公務員特例法第二十六条第一項の規定による大学院修学休 法律 (平成三年法律第百十号) 第二条の規定による育児休業 (以下「育児休業」という。)」 許可 (以下「専従許可」という。)」に、「育児休業」を「地方公務員の育児休業等に関する 方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十五条の二第一項ただし書に規定する 第三十五条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「専従許可」を 「給料月額」を「号給」に、「前三項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月 同条 地

同項を同条第三項とし、同条第六項を削る。

第三十五条の二 (見出しを含む。) 中「給料月額」を「号給」

第三十五条の三中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る

第三十六条を次のように改める

第三十六条 削除

第三十六条の二中「第三十五条第四項」を「第三十五条第二項」に、「給料月額」 を 「号

給」に改める。

第三十六条の三中「給料月額」を「号給」に改める

別表第一第一行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

第一 行政職給料表級別標準職務表

> 知事部局、 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員

会事務局 級

主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

級

当する職の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相

三級

主任の職務又はこれに相当する職の職務

主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職の職務

四級

2 1

本庁の主査の職務又はこれに相当する職の職務

五級

本庁の主任主査の職務又はこれに相当する職の職務

1

六級

本庁の室長の職務又はこれに相当する職の職務

本庁の調整監の職務又はこれに相当する職の職務

七級

2

本庁の困難な業務を行う室長の職務又はこれに相当する職の職務

八級

本庁の局長の職務又はこれに相当する職の職務

九級

本庁の部長の職務又はこれに相当する職の職務

一に掲げる機関以外の機関

級

に改める

主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

一級

高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相

当する職の職務

三級

主任の職務又はこれに相当する職の職務

主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職の職務

四級

2

本庁の係長の職務又はこれに相当する職の職務

五級

本庁の課長補佐の職務又はこれに相当する職の職務

六級

本庁の室長の職務又はこれに相当する職の職務

本庁の課長代理の職務又はこれに相当する職の職務

七級

2

九級

本庁の課長の職務又はこれに相当する職の職務

の職務 議会事務局次長若しくは教育委員会事務局本庁の部長の職務又はこれに相当する職

議会事務局長若しくは教育委員会事務局教育次長の職務又はこれに相当する職の職

第二 公安職給料表級別標準職務表 別表第一第二公安職給料表級別標準職務表を次のように改める。

級

巡査の職務又はこれに相当する職の職務

1 巡査長の職務

2 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務又はこれに相当する職の職

務のうち、 人事委員会が認めるもの

警察本部の主任の職務又はこれに相当する職の職務

相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職務

四級

1

警察本部の係長の職務又はこれに相当する職の職務

2

1

2 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職務のうち、 警察本部の困難な業務を行う主任の職務又はこれに相当する職の職務 人事委員会

が認めるもの

五級

警察本部の課次席若しくは課長補佐の職務又はこれに相当する職の職務

2 警察本部の困難な業務を行う係長の職務又はこれに相当する職の職務のうち、

六級

委員会が認めるもの

七級

職の職務

警察本部の相当困難な業務を行う課次席若しくは課長補佐の職務又はこれに相当する

警察本部の部主管課の次席の職務又はこれに相当する職の職務 警察本部の課長の職務又はこれに相当する職の職務

警察本部の困難な業務を行う課次席若しくは課長補佐の職務又はこれに相当する職

の職務のうち、人事委員会が認めるもの

八級

3

警察本部の部長の職務又はこれに相当する職の職務

警察本部の困難な業務を行う課長の職務又はこれに相当する職の職務のうち、

人事

委員会が認めるもの

2 1

九級

別表第一第三教育職給料表し級別標準職務表を次のように改める 員会が認めるもの

警察本部の困難な業務を行う部長の職務又はこれに相当する職の職務のうち、

人事委

第三 教育職給料表 (級別標準職務表

級

大学の助手の職務

—級

大学の講師の職務

三級

大学の助教授の職務

四級

大学の教授の職務

別表第二の表を次のように改める。

		人事					委員会	
				 E規 <i>0</i>	D iff	::		
d ft	そ D 也	程學	卒高 業校	程本度			产大 《学	試験
F	中 学		高	Ħ		7	大 ≱	学歴免許
	<u>-</u>		× ×					職務の級
Ξ		0		0		0		— 級
Ξ	九	八	八	六	五 五 五	Ξ	Ξ	<u></u> 級
_ 六	四	Ξ	四	0	四	七	四	三級
<u>_</u> 0	四	六	四	四四	四	_	四	四級
Ξ	=	八	=	六	=	Ξ	=	五級
<u>_</u> 四	_	ō	_	八	=	五	=	六級
_ 七	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ	八	Ξ	七級
<u>=</u>	Ξ	六	Ξ	四四	Ξ		Ξ	八級
≣	=	九	=	土	Ξ	四四	Ξ	九級

別表第三の表を次のように改める。

		I	E規(の試験	験	試
f	そ D 也	程型度第	卒高 業校	程型度第	产大 業学	験
Ė	P Ž	t.	高交	=	大 学 卒	学歴免許職務の級
四		0				— 級
六	_	=	_			<u>_</u> 級
九	=	五	=	0		<u>=</u> 級
四	五	0	五	五	五	四級
<u>-</u>	六	六	六	_	六	五級
Ξ	_	八	_	Ξ	_	六級
<u>_</u> 四	_	ō	_	五	_	七級
土	=	E	=	八	=	八級
Ξ	Ξ	六	Ξ	Ξ	Ξ	九級

別表第四の表を次のように改める。

E	功		à	冓			B	カ			孝	夊		職
							孝	女						
=	€		Ė	币			ž	受			ž	受		種
短	大	頖	<u> </u>	7	ţ	矢	豆	7	ţ	Ħ	<u>च</u>	7	ţ	学歴免許
大	学	J	+	=	Ź	7	ţ.	=	Ź	7	t	=	ž	l /
卒	卒	즉	Ā	Z	추	Z	추	Z	추	Z	Ā	2	卒	職務の級
二 五	0	0		0		0		0						- 級
•		九	六	六	六	九	六	六	六	0		0		<u>_</u> 級
						Ξ	Ξ	九	Ξ	Ξ	Ξ	九	Ξ	三級
										八	六	— 五	六	四級

別表第四の備考2を削り、同表の備考1を同表の備考とする。

同項中辺を⑵とし、⑷から⑸までを一ずつ繰り下げ、⑶の次に次のように加える。 法試験法による司法試験をいう。以下同じ。)」に改め、同項⑶中「第二次試験の」を削り、含む。以下同じ。)」に改め、同項⑵中「司法試験法による司法試験及び同法による改正前の司十四年法律第百三十八号附則第七条第一項の規定による司法試験及び同法による改正前の司合い。以下同じ。)」に改め、同項⑵中「司法試験法による司法試験」を「旧司法試験(平成別表第十一1の部六の項⑵中「大学評価・学位授与機構(旧学位授与機構を含む。)」を別表第十一1の部六の項⑵中「大学評価・学位授与機構(旧学位授与機構を含む。)」を

平成十五年法律第六十七号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二

次試験の合格者

同表の備考9の次に次のように加える。 別表十三の備考7中「学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改め、

にそれぞれ一年を加えた年数をもつて、同表の修学年数及び調整年数とする。いては、本表の学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数及び調整年数学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者につ

		10000000000000000000000000000000000000	_	_
三回、000円	三八、四〇〇円	国人、〇〇〇町	1七0、1100円	
	ŧ	Ē		_
_	_	_	_	
級	級	級	級	
_	五	+	+	
号	号	十五号	級二十五号給	
号給	給	給	給	
•	ار م	さ ち る。		

別

同表の備考1を同表の備考とする。

別表第十五中

五六、

||00円

を

級

号給

に改め、

同表の備考2を削り、

		功 手		職種	
大	大専修	逋	限分博	学	
	八字 六 卒門職学位課程修了日報 課程 修了	士課	る学士 二分類	歴	
学	位置六課程	程	後程の	免	
卒	程修 修 卒了了	修了	限る。) (大学六卒後のものに 博 士 課 程 修 了	許	
	_	_	_	żΠ	
級	級	級	級	初	
_	+ =	級三十一	= +	任	
号	 号		七 号		
給	給	号給	与 給	給	

平成18年3月27日	(月唯口)	丛	島 県 報(5外)	
第一項」を「備考」に改める。	別表第二十中	別表第十九中	別表第十八中	別表第十七中
っに改める。	二四五、一〇〇円	- 三八、八〇〇〇円 - 三八、九〇〇〇円 - 三八、五〇〇円	I五三、六〇〇円	I 五三、 六〇〇円 一九〇、五〇〇円 一八七、一〇〇円 一八七、一〇〇円 一八七、〇〇〇円 一八七、〇〇〇円 一八七、〇〇〇円 一八七、〇〇〇円 一八十、〇〇〇円 一八十、一八十、一八十、一八十、一八十、一八十、一八十、一八十、一八十、一八十、
	を	を	を	を
	一級五号給	一	一級 二級 一級 十二号 一級 十二号 会給 合給	一級 一級 一級 十一 一級 十一 号給 給
	に改め、同表の備考中「備考	に改める。	に改める。	に改める。
			別 表 第 二 十 一 中	
- 三八、八〇〇円 - 三八、六〇〇円 - 三八、六〇〇円	- 五〇、八〇〇円 - 三八、六〇〇円		- 大五、000円 - 大五、000円 - 大五、000円 - 大五、000円 - 大五、000円 - 大五、000円 - 大五、000円	- 九元、 - 00円 - 九元、 - 00円 - 九元、 - 00円 - 五0、 八00円 円 - 七六、 - 00円 円 - 七六、 - 000円
			を	
- 級 - 号 給 - 号 給	- 級 - 号 給	級 級 級 級 十 十 十 七 七 号 号 号 号	二 一 二 一 二 級 十 二 級 十 二 級 十 七 号 号 会 长 会 会 会 会 会	吸 級 級 級 級 級 級 級 級 会 </th
			に 改 め、	

以め、同表の備考中「初

任給の額」を「初任給欄の号給」に改める。 別表第二十二中 一八六、七〇〇円 一九六、〇〇〇円 八六、七〇〇円 を 級 級 級 + 五 五 号 号 号 給 給 給 に改め、 同表の備考2中

に、「一九六、○○○円」を「二級九号給」に改め、同表の備考3中「初任給欄に掲げる額」 別表第二十三及び別表第二十三の二を次のように改める。 |初任給欄に掲げる額」を「初任給欄の号給」に、「二〇一、六〇〇円」を「二級十三号給 「初任給欄の号給」に、「一八六、七〇〇円」を「二級五号給」に改める。

五一、五〇〇円 七八、三〇〇円

級 級

号 号

給 給

を

 A 行政職給料表昇格時号給対応表 昇格した日の 前日に受けて いた号給
 昇

 2級
 3級
 4 級 昇格時号給対応表 裕 5 微 溆 6級 9 7 後 郡 8 微 9級

別表第二十三 (第二十一条関係)

125	123	192	122	191	120	119	118	117	116	115	114	113	211	110	111	110	109	108	107	106	105	100	103	100	100	100	00	98	97	96	95	94	93	92	91	90	80	000	87	000	05	200	28	18	80	67	78	77	76	75	74	73	72	71	70	60	680	67	66	65	64	62	61
						N. S. S. A. C.																										0.0	43	42	42	41	41	000	40	30	30	30	3/	37	30	36	35	35	34	34	33	33	32	32	27	21	300	. 20	20	200	200	27	27
61	00	60	60	60	59	59	59	59	58	58	58	500	07	57	57	57	57	56	56	56	560	500	n c	מת	55	חל	лл	Z.	52	2	52	52	53	53	53	53	53	500	59	200	10	10	12	51	50	50	50	50	49	49	49	49	48	48	47	47	96	AG OFF	25	45	44	43	43
												0.3	200	63	69	61	61	60	60	59	50	700	70	57	57	500	550	56	56	55	55	55	55	54	54	54	5.00	7,00	52	.00	20	20	52	51	10	51	50	50	50	49	49	49	48	48	48	47	47	47	46	46	90	45	45
																																00	85	84	23	82	81	800	70	70	97	26	14	73	27	17	70	69	68	67	66	65	64	63	69	61	60	50	58	57	56	54	53
																																								00	04	0.0	20	61	00	59	58	57	56	55	54	53	52	52	57	200	50	500	49	400	48	47	47
																																																41	40	40	39	39	38	38	37	27	36	360	35	25	24	24	33
																																																															37

9 8 8 7 7 110 110 110 110 110 110 110 110 110	54227	昇格した日の 前日に受けて いた号緒
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		3 後 2
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		4
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		5 微
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		6 参
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		7級
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		8
1		9歲

ПП	T	П	T	T	Ť	Г				T	T	T	T	Γ				T	T	T	T	T	T	Γ		П	T	T	T	T	T			T	T	T	T	T		T	T	T	T	T	T	T	Т	П		T	T	T	
120 121 122	119	117	116	114	113	112	111	110	109	108	107	100	104	103	102	101	100	99	98	97	000	94	93	92	91	90	89	200	87	8 85	28	83	82	81	80	70	78	76	75	74	73	79	71	70	500	67	66	65	64	63	10	60	59
101	100	99	98	98	97	96	96	95	95	94	94	03	92	91	90	89	88	87	88	2000	100	200	3 83	82	82	81	81	80	70	70	76	75	74	73	79	71	70	68	67	66	65	64	63	F0	. 60	59	58	57	56	55	5.0	52	51
102 102	101	101	100	98	97	96	96	95	95	94	94	03	92	91	90	89	88	87	86	250	800	238	81	80	79	78	77	76	75	73	72	71	70	69	680	67	CO	64	63	62	61	60	50	70	50	55	54	53	52	51	50	48	47
96 97 98	94	93	92	97	91	90	90	89	89	88	87	200	0,74	83	82	81	80	79	78	77	76	75	73	72	72	71	71	70	70	69	68	67	66	65	64	63	10	60	59	58	57	56	22 2	5.0	52	51	50	49	48	47	46	44	43
76 77 78	76	75	74	74	73	72	. 71	70	69	68	67	99	64	64	64	63	63	63	62	62	100	61	61	60	60	59	59	580	50	57	56	55	54	53	59	51	50	48	48	47	47	46	98	45	44	43	42	41	40	39	38	36	35
																							85	84	83	82	81	80	70	77	76	75	74	73	72	71	70	68	67	66	65	64	63	10	60	59	58	57	56	55	5.0	52	51
																														67	66	66	65	65	64	62	10	60	59	58	57	56	7,7	5.0	52	52	52	51	51	51	500	50	49
																																					19	60	59	58	57	55.00	500	2200	54	54	53	53	52	51	50	48	47
																																							-												31	36	36

